

要注意

後継者に経営移譲された方へ

農業者年金を受給している方の農地の貸借の相手先の変更や農地の転用など、処分した農地に移動の予定があるときは、農業者年金が減額になる場合がありますので、必ず事前に農業委員会またはJAに相談しましょう。

減額になる場合の例

1 農業経営を再開した場合

2 後継者に貸していた農地が返還され、適切な対応をしなかった場合



3 返還された農地（2）を農地以外に転用した場合
（受給者本人や後継者の住宅など例外となる場合もあります）



4 経営継承された方の返還された農地（2）が遊休農地となり、農業委員会の利用意向調査を受けた場合

農業者年金説明会・個別相談会を開催します

農業者年金制度の概要、経営移譲年金・特例付加年金の受給・手続きについて、北海道農業会議から講師を招き、説明会および個別相談会を開催します。これから受給予定の方はぜひご参加ください。

【日時】令和元年 12月3日（火）

午後1時 30分〜

【場所】役場2階

2-A・B会議室

【申込方法】

事前に農業委員会へ電話でお申し込みください。

【申込期限】

11月20日（水）

【問い合わせ・申込先】

☎ 54-6625
☎ 8-2111



昨年の相談会の様子